

第7章

市町村の被害と活動状況

第 1 節 奄美市

第 1 項 被害の状況

奄美地方に停滞していた前線に、南シナ海にあった台風 13 号の影響で湿った空気が流れ込んだために、大気の状態が不安定となり、奄美市名瀬では 18 日午後 9 時から 21 日午前 0 時までの雨量が 10 月の月降水量の 3 倍に匹敵する 715.5 ミリ、また、20 日の 24 時間雨量は 648.0 ミリに達して観測史上最大値を記録した。

特に被害の大きかった住用地区にある県の雨量計では、20 日正午までの 1 時間に 130 ミリ、午後 1 時までの 1 時間に 131 ミリと連続して時間雨量が 130 ミリ以上のすさまじい雨量を記録した。

今回の大雨により、住家だけでも約 800 棟の浸水被害が発生し、畑の流出・冠水、道路の途絶や陥没、内水氾濫などの災害も重なり、住用地区では早期局地激甚災害の指定（後に奄美市全域に変更）を受けることとなった。また、住用地区内にある避難拠点であった奄美体験交流館には、住民以外に住用地区を通行していた方や観光客など地区外の足止めされた約 400 人が、避難を余儀なくされた。

他にも携帯電話の基地局が浸水したため携帯電話が不通となり、また、土砂崩れが発生したため光ケーブルの断線や固定電話等の情報インフラも寸断されてしまったため、各地区との連絡が一時とれない状況が発生した。

1 被害状況

(1) 人的被害	死者	2 名
	重傷者	1 名
(2) 住家被害		
ア 全 壊		6 棟
イ 半 壊		303 棟
ウ 一部損壊		12 棟
エ 床上浸水		58 棟
オ 床下浸水		420 棟
(3) 非住家被害		
ア 全 壊		8 棟
イ 半 壊		107 棟
(4) 交通途絶箇所		
ア 市 道		24 箇所
イ 農 林 道		26 箇所

(5) 公共施設及びその他の被害額（単位：千円）

ア	公共文教施設	194,802
イ	農林水産業施設	1,945,635
ウ	公共土木施設	1,500,818
エ	その他の公共施設	192,721
オ	農林畜産物被害	114,171
カ	商工被害	952,623
キ	その他被害	299
合 計		4,901,069

2 断水

(1)	名瀬小湊地区	292 世帯
(2)	名瀬小浜地区（一部）	150 世帯
(3)	住用町市地区	94 世帯
(4)	住用町山間地区	121 世帯
(5)	住用町役勝地区	95 世帯
(6)	住用町西仲間地区	136 世帯
(7)	住用町石原地区	25 世帯
合 計		913 世帯

3 雨量

- ・ 24 時間雨量 648.0mm（19 日 23 時～ 20 日 23 時）
- ・ 1 時間雨量 131.0mm（20 日 12 時～ 20 日 13 時）



住用総合支所前の国道 58 号の様子

第 2 項 災害応急対策

10 月 20 日の集中豪雨により，住用町を中心に広範囲にわたっての浸水被害や土砂災害等が発生した。

初動期の応急対策としては，災害対策本部を設置し住用町全域に避難勧告を発令した。

また，奄美市災害対策本部において，市・県・消防・警察・海上保安部・自衛隊間での災害情報を共有し，被災者の救出・救助活動の支援活動を行った。

情報収集伝達においては，各支所とは警察や消防との連携による情報共有で衛星電話や消防無線を活用し連絡をとることができたが，携帯電話が通じないことから初期の災害状況把握に関して時間を要するなど課題が残った。

被災者対応としては被災状況の調査を行うと共に，感染症予防のため浸水地域の消毒作業や災害ごみの収集を行った。また，ボランティアによる被災地の後片付けなどをはじめ，全国から救援物資，義援金などが多数寄せられ，復旧への大きな励みとなった。

1 災害対策本部等の設置状況

災害警戒本部	設置	10 月 20 日	5 時 20 分
災害対策本部（災害警戒本部から切替）	設置	10 月 20 日	10 時 40 分
災害対策本部	廃止	11 月 26 日	17 時 00 分

2 避難勧告の発令状況

防災行政無線及び消防団による広報，併せて職員による戸別訪問も実施し対象地区の住民に対し情報伝達を行うとともに市内各地の避難所を開設した。

地 区	世帯数	人 数	勧 告	解 除
名瀬佐大熊町一部	8	24	10 月 20 日 10 時 40 分	11 月 2 日 11 時 00 分
住用町全域	837	1,606	10 月 20 日 11 時 50 分	10 月 31 日 16 時 00 分
	(13)	(41)	10 月 20 日 11 時 50 分	11 月 8 日 12 時 00 分
	(5)	(8)	10 月 20 日 11 時 50 分	11 月 9 日 9 時 00 分
	(1)	(2)	10 月 20 日 11 時 50 分	11 月 26 日 17 時 00 分
名瀬安勝町一部	6	10	10 月 27 日 21 時 20 分	11 月 4 日 10 時 00 分

()内は解除されていない世帯数及び人数

3 被災状況の調査

10月23日に全体的な被害を把握する簡易調査を行った。その後、被災者生活再建支援法と県被災者生活支援金制度の適用を受け、内閣府から被災家屋等の調査要領について説明を受けたあと、職員による災害調査班を結成して被災した家屋の被害調査を実施した。

4 緊急輸送対策

災害の発生により市内の住用地区、笠利地区との陸上交通が途絶したことにより、漁船を活用した孤立集落への物資輸送を、全面開通する11月1日まで行った。また、透析患者の基幹病院への搬送を海上保安部の巡視船艇、自衛隊のヘリにより実施した。

5 避難所の運営管理

豪雨による災害の発生に備え、市内全域の避難所を開設したところ避難勧告と自主避難と合わせて、避難先として利用した避難所は43箇所となった。避難者数は一時期800人を超える状況であったが、最終的には11月27日に全避難所を閉鎖し、延べ4,788人の被災者が避難所を利用した。当初は、避難者同士が隣接していたがパネル等を活用し区域を作ることでプライバシーの確保に努めた。

また、要援護者関連施設の居住者が被災しており、通常の避難所では生活が困難なため、近隣町村の施設に避難する広域避難を実施した。



最大の避難者を収容した奄美体験交流館（住用地区の避難所）

6 食料の供給

災害発生直後から、避難者用として流通食料の調達を行い、市の米飯センターにおいても炊飯を実施し避難所へ供給した。また、全国からの義援物資を食料や炊き出し食材として避難者へ配布した。（米飯センター 1,530食、おにぎり 4,353食、弁当 526食）

7 給水対策

浸水による電気系統の故障や導水管の破損した7地区に対し、給水車や給水タンクを活用し、10月23日から11月7日まで給水活動を行った。その際に、鹿児島市水道局から2トン車、4トン車各1台を借用した。

8 生活必需品の供給

浸水による甚大な被害に災害救助法が適用され、各家庭に11月10日から生活必需品の供給を実施した。

9 保健衛生・感染症予防対策

感染症予防のための消毒作業を支所ごとに行った。10月24日に開始した作業は、終了した11月8日までに1,053件、延べ作業人員370人により、クレゾール石鹼液(500ml×670本)、逆性石鹼液(500ml×1,030本)による薬剤散布を行った。また、衛生対策として、10月21日から11月10日の間に、延べ244人の市と県の保健師が各避難所や各集落への訪問を行い、907件の健康相談を実施した。

10 ごみ処理対策

今回の水害で被災ごみが多数発生したため、仮置場として指定した7箇所にも1,253トンのごみが集積した。各集落から仮置場までの搬入及び仮置場での分別作業においてもボランティアの協力を得た。

市では10月21日から12月末までに建設業界の協力を得て、仮置場から処分場への搬入や市では処分できない産廃等の県本土への搬出、焼却、埋立て、リサイクルなど適正な処分を行った。併せて仮置場等への消毒作業も実施した。



被害の大きかった住用町地区の被災ごみ（仮置場）

11 住宅の確保・応急修理

市では居住可能である市営住宅や県営住宅，民間住宅を斡旋し 18 世帯の被災者が入居した。また，災害救助法の適用を受け半壊以上の住宅に対して，応急修理を実施した。

- ・ 適用件数 167 件
- ・ 適用金額 44,558,000 円

12 文教対策

災害救助法に基づき被災をした小学生 29 人，中学生 19 人，高校生 14 人に対し，学用品や教科書を支給した。

13 義援金・義援物資

全国各地から寄せられた義援金，義援物資は被災者にとって大きな励みとなった。

ア 義援金

- ・ 件数 3,781 件
- ・ 金額 455,096,113 円

イ 義援物資（受入期間 平成 22 年 10 月 21 日～平成 22 年 12 月 20 日）

- ・ 主な物資 飲料水，お茶（ペットボトル），カップ麺，米，衣類他
- ・ 提供先 団体 339 団体 個人 457 人 合計 796 件



全国からの義援物資の保管状況

第3項 災害復旧・復興

本市では、市内にある河川や道路などの公共土木施設で小規模災害を含めた335件の被害が発生したほか、農地や農林道においても約390haの浸水被害が発生したため、早急に予算措置を行い災害復旧・復興に取り組んだ。併せて、国や県に対して復旧・復興に関する要望を行い、11月19日に住用地区が早期局地激甚災害の指定を受けた。（その後、公共土木施設等に係る局地激甚災害指定基準の改正に伴い、奄美市全域が指定された。）

また、被災者に対する救護措置等に関しては、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給のほか、市税、使用料等の減免措置を行った。



復旧工事に入った市道崎原田雲線

1 災害相談

災害発生により不安を感じている住民に対して、弁護士や司法書士、社会福祉協議会などの関係機関の協力を得た相談会の実施や、り災証明や税の減免、住宅の応急修理などの今後の生活を含めた生活相談を実施した。

2 救援措置

(1) 弔慰金・支援金

ア 災害弔慰金

- ・ 適用件数 1件
- ・ 適用金額 2,500,000円

イ 被災者生活支援金

- ・ 適用件数 410件
- ・ 適用金額 82,000,000円

ウ 被災者生活再建支援金

- ・ 適用件数 12件
- ・ 適用金額 11,500,000円

(2) 減免措置

被災により担税力を喪失した納税者に対し、税や手数料、保険料等の減免措置や徴収猶予、納期の延長を行い、被災者の負担軽減を図った。

適用	件数	金額
公課に関する証明手数料減免	190件	38,050円
印鑑登録証明などの手数料の減免	102件	20,900円
固定資産税の減免	285件	2,099,000円
住民税の減免	114件	6,201,900円
国民健康保険の一部負担金の減免	45件	377,930円
水道料金・下水道使用料の減免	1,342件	4,695,809円
市営住宅家賃の減免	23件	361,300円
介護保険料の減免	214件	2,797,900円
後期高齢者医療費保険料減免	122件	768,600円
介護保険居宅サービス費等の利用料の減免	44件	1,425,432円

(3) 融資・助成措置

被災者に対して生活の立て直しのための貸付や被災した農作物の補助など融資・助成措置を行った。

ア 農業・農村活性化推進施設等整備事業

- ・ 適用戸数 105 戸
- ・ 補助金額 3,026,000 円

イ 奄美市農作物豪雨災害支援対策事業

- ・ 適用戸数 79 件
- ・ 補助金額 1,677,196 円

ウ 中小企業者への利子補助制度

- ・ 適用件数 未確定（平成 23 年 12 月 1 日時点）

エ 災害援護資金

- ・ 適用件数 2 件
- ・ 適用金額 3,000,000 円

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/20	3:39	大雨洪水警報発表による情報連絡体制	総務課
	4:10	エリアメールによる大雨への注意喚起	総務課
	5:20	災害警戒本部設置	総務課
	5:32	エリアメールによる土砂災害への注意喚起と自主避難の呼びかけ	総務課
	7:30	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	地域総務課
	7:50	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	総務課
	10:40	災害対策本部設置	全課
	10:40	名瀬佐大熊町の一部に避難勧告発令	総務課
	11:15	保育所・託児所への避難呼びかけ。	総務課
	11:20	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	地域総務課
	11:45	(住用地区)全避難所の開設	総務課
	11:45	(住用地区)全域に避難勧告	総務課
	13:40	県へ自衛隊派遣の要請	総務課
	15:30	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	総務課
	16:00	海上保安部へ協力要請	総務課
	17:00	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	地域総務課
	17:00	(名瀬地区)全避難所の開設	自立支援課
	17:40	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/20	19:20	防災無線による注意喚起等の呼びかけ。	総務課
	22:00	二次災害に備え要援護者施設入居者の避難所への搬送	住用支所全課
	23:00	(名瀬地区) 避難所への食料等の搬入終了	自立支援課
		災害復旧費等専決処分	全課
10/21	1:00	消防職員が災害対策本部に待機(災害情報の共有化)	総務課
	1:50	(住用地区) 炊き出し開始	住用支所全課
	2:00	警察署員が住用災害対策支部に待機(災害情報の共有化)	地域総務課
	8:00	海上保安部員が災害対策本部に待機(災害情報の共有化)	総務課
	8:00	住用地区への物資輸送	全課
	8:00	(住用地区) 城トンネル前国道の土砂除去	農林振興課
	8:30	被災ゴミの受付開始(10/21～12月末)	環境対策課
	11:20	避難所での保健師による健康相談 (10/21～11/23)	健康増進課
	13:00	住用総合支所に衛星電話設置	地域総務課
	16:00	(住用地区) 木工センター前国道の土砂除去	農林振興課
	20:00	笠利総合支所に衛星電話設置	地域総務課
10/22	8:30	市・戸玉集落への海路確保	

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/22	8:30	救援物資の受付開始	自立支援課
	10:00	災害調査員による調査	全課
	14:10	要援護者施設入居者の他町村への避難	高齢者福祉課
10/23		断水地区への給水作業開始	水道課
		災害調査員による調査	全課
		(住用地区)避難所への衛星電話の設置	総務課
	14:30	ボランティアセンターの設置	市民協働推進課
10/24	8:30	感染症予防のための消毒開始(10/24～11/8)	健康増進課
10/25	9:00	現地ボランティアセンターの設置	市民協働推進課
10/27		台風14号の接近に伴うパトロール実施	土木課
		防災無線による台風への注意喚起等	総務課
		避難者へのインフルエンザ予防接種を実施	健康増進課
	21:00	(名瀬地区)避難所28箇所開設(既設は3箇所)	総務課
	21:20	名瀬安勝町の一部に避難勧告発令	総務課
10/31	16:00	避難勧告解除(住用地区)の一部	総務課
		西仲勝空き地の災害ごみ搬出終了	環境対策課
11/2		被災した生徒への教科書配布完了	学校教育課
	11:00	避難勧告解除(名瀬佐大熊町の一部)	総務課
		市営住宅等の入居意向調査	総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
11/2		被災者生活再建支援制度の適用	福祉政策課
11/4	10:00	避難勧告解除（名瀬安勝町の一部） （住用地区）相談窓口の設置（11/4～11/30）	総務課 住用支所全課
11/7		断水地区の水道復旧 ボランティアセンターの廃止	水道課 市民協働推進課
11/8		災害調査員による調査	全課
	12:00	避難勧告解除（住用地区の一部）	総務課
11/9	9:00	避難勧告解除（住用地区の一部）	総務課
11/11		小湊漁港野積場災害ごみ搬出作業終了	環境対策課
11/15	8:30	義援金の支給開始 被災した生徒への学用品配布完了	福祉政策課 教育委員会総務課
11/19		被災者支援制度受付開始 被災者生活支援金の支給開始（半壊，床上浸水（民間事業所を含む））	全課 福祉政策課
11/24		（住用地区家庭訪問）保健師によるメンタルケアの実施（11/24～11/26）	健康増進課
11/26	17:00	避難勧告解除（住用地区の一部）	総務課
	17:00	全ての避難所を閉鎖	自立支援課
	17:00	災害対策本部廃止	総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
12/1	8:30	住用総合支所での業務再開	住用支所全課
		太陽が丘向かいのストックヤード災害ごみ搬出終了	環境対策課
12/3		災害弔慰金の支給	福祉政策課
12/5		奄美体験交流館に法律等相談窓口設置	市民協働推進課
12/6		義援金配分委員会（1回目）	福祉政策課
		知名瀬港野積場災害ごみ搬出終了	環境対策課
		与儀又投棄場災害ごみ搬出終了	総務課
		（名瀬地区家庭訪問）保健師によるメンタルケアの実施（12/8～12/9）	健康増進課
12/12		災害救助法に基づく生活必需品の配布	自立支援課
12/13		全市営住宅の補修完了	建築住宅課
12/15		被災者生活再建支援金の支給（全壊，大規模半壊）	福祉政策課
12/16		奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害援護資金貸付開始	総務課
		（笠利地区家庭訪問）保健師によるメンタルケアの実施	健康増進課
12/20		被災住宅の応急修理の完了	建築住宅課
12/24		被災者生活再建支援金の支給（大規模半壊）	福祉政策課
12/29		内海公園内災害ごみ搬出終了	環境対策課
		山間旧たい肥施設跡災害ごみ搬出終了	総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
H 23 1/5		被災者生活再建支援金の支給（大規模半壊補修）	福祉政策課
1/25		被災者生活再建支援金の支給（大規模半壊）	福祉政策課
2/1		義援金配分委員会（2回目）	福祉政策課
2/25		被災者生活再建支援金の支給（大規模半壊補修）	福祉政策課
3/25		義援金配分委員会（3回目）	福祉政策課

第 2 節 大和村

第 1 項 被害の状況

前線が停滞し、南から湿った空気が流れ込み大気の状態が非常に不安定になっており、平成 22 年 10 月 19 日夜半から時折時間雨量 20 ミリを超える雨が降っていた。翌 20 日は、8 時頃から雨足が強くなり、12 時 10 分には、時間雨量 124 ミリを記録する。18 日の降り始めから、降り止む 21 日までの総雨量は 930 ミリとなる記録的な豪雨となった。

本村では、降り続く雨を警戒し、20 日 11 時に災害対策本部を設置した。11 時を過ぎた頃から各集落の住民から道路の浸水の情報が寄せられた。11 時 30 分頃には、毛陣トンネル前付近の浸水、大和浜集落滝の川での小規模な崖崩れがあった。その後も降り続く雨により滝の川山の土石流が発生する危険が増したため、12 時 45 分に大和浜集落 10 世帯 20 名に避難勧告を発令した。また、津名久集落の住宅の浸水が顕著になってきたため、同時刻に津名久集落 10 世帯 20 名に避難勧告を発令した。大和川の氾濫の恐れがあったため、13 時 15 分に大和浜集落全世帯に避難勧告を発令、湯湾釜集落内の浸水の危険が増したため、14 時 55 分に湯湾釜集落 18 世帯 30 名に避難勧告を発令、大和川下流付近の溢水の危険が増したため、15 時 10 分に思勝集落 5 世帯 10 名に避難勧告を発令した。雨のピークとなった 20 日の総雨量は 699 ミリであった。

その後、20 時以降は雨が急に止み、浸水の恐れがなくなってきた地区から順次避難勧告を解除した。しかし、土石流の発生の可能性が残っている湯湾釜集落は 25 日 8 時に、大和浜集落は 11 月 1 日 17 時に解除した。

幸いにして、消防団等による救助救出活動、避難誘導等が迅速に行われたために、人的被害はなかったが、100 棟を超える住宅の全壊や浸水被害、土石流被害、道路の陥没、畑の流出など、いたるところで災害が発生した未曾有の被害となった。

< 被害の状況 >

1 住家被害	138 棟
(1) 全壊	1 棟
(2) 半壊	15 棟
(3) 床上浸水	14 棟
(4) 床下浸水	108 棟
2 その他の被害	
(1) 道路関係	
法面崩壊・路肩決壊等	61 箇所
(2) 河川関係	
準用河川護岸決壊等	25 箇所
(3) 林道関係	
法面崩壊・路肩決壊等	10 箇所

(4)	農業関係	
	農地埋没崩壊等	16箇所
	農道路面洗掘等	13箇所
	農作物等，果樹	54.3ha
(5)	山腹崩壊	
	山腹崩壊による集落への土石流	2箇所
	法面崩壊	3箇所

第 2 項 災害応急対策

奄美市と大和村を結ぶ幹線道路が崖崩れのため通行が出来なくなったことから、輸送手段の確保が急務であった。民間の船舶会社の輸送船や、海上保安部の巡視船により、救急搬送、医薬品等の搬送を行った。また、村外に残された高校生を含む住民を搬送した。

また、被災者の不安解消を図るため、住宅や道路の土砂の除去作業に取りかかった。

1 被害状況の調査

被害状況を把握するため、23 日から調査を開始。後に住民税務課を中心に、被害認定、減免措置を行うための全棟調査を行った。

2 避難所の設置状況

避難所は、すべての地域において設置した。避難者数は、最大で 26 名であった。

3 感染症予防対策

11 月 1 日から浸水地域の消毒作業を実施。延べ 20 名で対応した。

4 ゴミ処理

災害ゴミは、村体育館横を指定場所として受け入れを開始。ボランティアの協力を得て各戸の収集を行った。およそ 37.1 トンのゴミ、エアコン、テレビ等の家電 4 品目の被災ゴミは 127 台が集められた。一般ゴミは、奄美市のクリーンセンターに搬送し、家電ゴミはリサイクルによる処分を行った。

5 住家の確保

被災により居住できない 1 世帯について、村営住宅を提供した。

6 救援措置

(1) 災害見舞金

豪雨災害に係る見舞金の支給等に関する要綱を制定し、住宅の全壊、半壊、床上浸水に支給

(2) 義援物資、義援金

全国から多くの義援物資や義援金が寄せられた。義援物資 65 件、義援金 460 件

(3) 税等の減免措置

担税力を著しく喪失したと認める者には、税の減免措置や納期の延長等を行った。

第 3 項 災害復旧・復興

早急の応急・復旧対策を実施するため、応急復旧に係る経費については 11 月に臨時議会を開き緊急的予算を計上し、また、本格的な復旧事業に取りかかるために、12 月定例会において補正予算を計上した。11 月 25 日に、局地激甚災害の指定を受け、災害復旧事業の国庫補助の嵩上げ等特別の財政援助等が実施された。

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/20	11:00	災害対策本部を設置	総務企画課
	11:00	全地域に避難所開設（集落公民館）	総務企画課
	12:45	避難勧告発令 津名久集落 10世帯 20名	総務企画課
	12:45	避難勧告発令 大和浜集落 10世帯 20名	総務企画課
	13:15	避難勧告発令 大和浜集落全世帯	総務企画課
	14:55	避難勧告発令 湯湾釜集落 18世帯 30名	総務企画課
	15:10	避難勧告発令 思勝集落 5世帯 10名	総務企画課
		緊急輸送を民間の船舶会社に要請	総務企画課
		被災者の健康調査開始	住民税務課
10/21		民間の船舶による緊急搬送を開始	総務企画課
		県を通じ海上保安部に緊急搬送を要請，搬送開始	総務企画課
10/22	8:00	避難勧告解除 湯湾釜，津名久，思勝集落，大和浜集落一部 126世帯 281名	総務企画課
10/23		災害調査	
		災害ゴミの収集・受付	住民税務課
10/29		義援物資の配布	保健福祉課
11/1	17:00	避難勧告解除 大和浜集落残り 10世帯 20名	総務企画課
		被災地の消毒	住民税務課
11/17		義援金配分委員会	保健福祉課
		義援金の配布	保健福祉課
		義援金配分委員会	保健福祉課
		義援金の配布	保健福祉課

第3節 宇検村

第1項 被害の状況

今回の大雨では、本村においては幸いにして大きな被害は出なかったが、隣接市町村では甚大な被害が発生し、国道・県道が通行止めになったことにより、本村は一時孤立状態となり、また崖崩れ及び浸水による施設浸水及び電柱倒壊により、停電が発生した。

1 被害状況

(1) 住家被害

床上浸水 5棟

床下浸水 4棟

(2) 非住家

床上浸水 1棟

2 停電

村内全域

3 その他の被害

道路崖崩れ 10箇所

4 公共施設等被害額（単位：千円）

(1) 土木関係 90,500

(2) 農業関係 6,519

第2項 災害応急対策

応急対策については、浸水被害があった地区の防疫対策を実施した。

1 災害対策本部等の設置状況

災害警戒本部	設置	10月20日	13時00分
災害対策本部（災害警戒本部から切替）	設置	10月20日	14時00分
災害警戒本部（災害対策本部から切替）	設置	10月21日	17時00分
災害警戒本部	廃止	10月24日	9時00分

2 避難勧告発令状況

防災無線及びFMラジオ・エリアメールにて広報し、各世帯を消防団の訪問にて避難を呼びかけ、避難所を社会福祉施設に開設した。

(1) 避難勧告発令	10月20日	14:15		
	石良地区	62世帯	117名	発令
避難勧告解除	10月21日	7:00		

(2) 避難者数 30人

石良地区	9世帯	10人
帰宅困難者（工事関係者）		16人
自主避難者	2世帯	4人

第3項 災害復旧・復興

10月21日に職員による各地区の被害調査を行い被害を確認した。

災害復旧工事に関しては、土木関係は測量・設計を行い、平成23年3月までには発注済みであり、平成23年度には終了する予定である。また、被害者に対する災害見舞金の支給を12月13日と21日の2回にわけて支給を行った。

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/20	12:53	大雨洪水警報発表 職員待機	総務企画課
	13:00	災害警戒本部設置 総務企画課に設置	総務企画課
	14:00	災害対策本部設置 1階会議室に設置	総務企画課
	14:20	避難勧告を石良地区62世帯 117人へ発令	総務企画課
10/21	5:57	大雨洪水警報解除	総務企画課
	7:00	避難勧告解除	総務企画課
	8:30	被害調査実施	総務企画課
	16:30	人工透析患者搬送	総務企画課
	17:00	対策本部から警戒本部設置	総務企画課
10/22	15:00	村内区長を通じて住民の安否確認実施	総務企画課
10/23		床上, 床下浸水地域の消毒作業を実施	総務企画課
10/24	9:00	警戒本部廃止	総務企画課
12/13		災害見舞金支給	保健福祉課
12/21		災害見舞金支給	保健福祉課

第4節 瀬戸内町

第1項 被害の状況

今回の豪雨では、本町においても、20日からの解析雨量が1時間120ミリ以上の記録的な大雨となったほか、18日21時から20日24時までの降水量は362.5ミリとなり、町内で浸水や土砂崩れ等の被害が発生した。

なお、被害状況の主なものは、次のとおりである。

1 被害状況

(1) 住家被害

ア 床上浸水 14世帯

イ 床下浸水 121世帯（うち非住家28棟含む）

(2) その他の被害

がけ崩れ 14箇所

2 断水

網野子簡易水道 62戸（90人）

3 公共施設等被害額（単位：千円）

(1) 土木関係 295,383

(2) 農業関係 23,676

(3) 林務水産関係 144,839

(4) 教育関係 21,405

計 485,303

4 雨量

- ・ 連続雨量 373.5mm（18日21時～21日11時）
- ・ 日雨量 286.5mm（20日）
- ・ 24時間雨量 291.5mm（19日21時～20日21時）
- ・ 1時間雨量 89.5mm（20日12時05分～20日13時05分）
- ・ 10月の降水量 569.0mm（平年値 185.2mm）

第2項 災害応急対策

災害応急対策については、道路等の土砂崩れによる通行止めを解消するための土砂除去作業及び道路決壊による送水管の破損等により断水した地区に対する給水対策、並行して孤立集落への物資搬送を行った。

1 災害対策本部等の設置状況

災害警戒本部	設置	10月20日13時00分
災害対策本部（災害警戒本部から切替）	設置	10月21日 9時00分
災害警戒本部（災害対策本部から切替）	設置	10月22日17時00分
災害対策本部	廃止	10月22日17時15分

2 避難勧告等の発令状況

防災行政無線及び消防署員による広報等により、住民に対し情報伝達を行うとともに、町内市街地に避難所を開設した。

(1) 自主避難の呼びかけ

10月20日	19時00分
10月21日	13時50分
10月21日	15時30分
10月21日	17時00分

3 給水対策

道路決壊により送水管設備等が破損した網野子地区に対し、給水車、ポリタンク等による給水活動を10月24日から10月30日にかけて行った。

4 救護措置

(1) 災害見舞金・義援金

瀬戸内町災害対策委員会設置条例第6条3項に基づき、次のとおり支給した。

・床上浸水	4,956,000円	14世帯
・床下浸水	3,630,000円	121世帯
・農業復興会	1,000,000円	1箇所

(2) 鹿児島県被災者生活支援金、救援物資等

県及び町内外の団体や企業から寄せられた支援金、救援物資等については、住家浸水被害等を受けた世帯及び福島県南相馬市へ配分した。

・鹿児島県被災者生活支援金	2,800,000円	14世帯
・南相馬市救援物資分	1,000,000円	1箇所

第3項 災害復旧・復興

瀬戸内町では、10月21日から職員による各地区・各施設等の被害状況の調査・確認作業及び復旧作業に着手し、10月25、27、28、30、31日、11月7、10、16日には、国・県への陳情活動も展開した。

また、12月の町議会定例会においては、それぞれ災害復旧のための補正予算を組み、復旧に向け取り組んでいるところである。

災害復旧工事に関しては、土木関係施設、公園関係施設、農林関係施設及び教育関係施設等について、被災後の10月下旬から調査に入り、その後、測量・設計を行い、積算作業を経て12月中旬までに国・県等の現地調査及び査定を終えた。また、11月19日の閣議において、早期局地激甚災害の指定を行う政令が決定し、復旧事業の進ちょくを期すべく積極的に取り組んでいるところである。

被災者に対する救護措置等に関しては、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活支援金の支給、瀬戸内町災害救助対策委員会設置条例第6条3項に基づく災害見舞金・義援金の支給を行った。

町としては、再びこのような災害に遭わないためにも、国・県に対し、災害対策事業の推進を一層強く要請するとともに、今回の災害を教訓に町防災体制の強化はもちろん、自主防災組織力の向上のための施策を講ずるなど、地域防災力の充実強化を図らなければならない。

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/20	12:53	大雨洪水警報の発令を受け，災害警戒本部要員招集	総務課
	13:00	災害警戒本部の設置	総務課
	13:15	緊急課局長会議開催	総務課
	13:15	町内道路土砂崩れの通行不能の報告	総務課
	13:20	住民から被害の報告が入る。	総務課
	13:20	被害状況に応じ消防・消防団・自主防災組織出動	総務課
	14:25	瀬戸内町中央公民館避難所開設	社会教育課
	19:00	高丘地区・船津地区に自主避難の呼びかけ。	総務課
	20:50	瀬戸内町古仁屋小学校避難所開設	教委総務課
		避難住民に対し飲料水・食料・毛布等の支給	保健福祉課
	町内道路等の土砂除去	建設課	
10/21	9:00	災害警戒本部の廃止	総務課
	9:00	災害対策本部の設置	総務課
	13:50	高岳地区に自主避難の呼びかけ。	総務課
	15:30	高岳地区に自主避難の呼びかけ。	総務課
	17:00	高岳地区に自主避難の呼びかけ。	総務課
		災害調査開始	全課
		通行止め道路応急復旧開始	建設課
	網野子地区断水復旧作業開始	水道課	

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/22	17:00	災害対策本部の廃止	総務課
	17:00	災害警戒本部の設置	総務課
	17:15	災害警戒本部の廃止	総務課
10/24		網野子地区に対してタンク車による給水 33.5L	水道課
10/25		網野子地区に対してタンク車による給水 45.5L	水道課
		国土交通省副大臣来島に伴い5市町村災害被害報告	総務課
10/27		網野子地区に対してタンク車による給水 35.0L	水道課
		国土交通省九州整備局が道路災害調査のため来町	総務課
10/28		内閣府 対策室長が災害調査のため来町	総務課
10/29		網野子地区に対してタンク車による給水 42.0L	水道課
10/30		網野子地区に対してタンク車による給水 28.0L	水道課
		防災担当大臣，打越衆議院議員との災害被害報告・意見交換会	総務課
10/31		金子県議会議長が災害調査（国・県・町道・林道視察）	総務課
		網野子地区断水復旧	水道課
11/7		民主党奄美豪雨災害対策本部現地調査団 枝野衆議院議員，打越衆議院議員が来庁	総務課
11/10		内閣府統括が災害調査のため来庁	総務課
11/16		衆議院災害対策特別委員会来島に伴い大雨被害状況等の説明	総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
11/22		鹿児島県被災者生活支援金・義援金支給 14世帯	保健福祉課
12/10		12月定例議会災害関係補正予算可決	議会
12/13		災害査定開始	建設課
12/16		災害査定終了	建設課
12/21		災害救助対策委員会開催	保健福祉課

第 5 節 龍郷町

第 1 項 被害の状況

平成22年10月の豪雨では、20日の4時から5時の間に大勝局において1時間最大雨量が108ミリを記録し、また20日の17時から18時の間に1時間最大雨量75ミリを記録した。19日から21日までの連続雨量は大勝局で888ミリを記録した。

この大雨により戸口川の護岸堤が決壊し戸口地区で甚大な被害が発生した。また、浦集落では住家裏山の斜面崩壊により住民1名の尊い命が奪われた。被害状況については、次のとおりである。

1 被害状況

(1) 人的被害	死者	1名
	軽傷	1名
(2) 住家被害		
ア 全壊		3棟
イ 半壊		125棟
ウ 床上浸水		25棟
エ 床下浸水		224棟
(3) 交通途絶箇所		48箇所

2 公共施設及びその他の被害額（単位：千円）

ア 農林水産業施設	343,702
イ 公共土木施設	492,970
ウ 農林畜産物被害	28,192
エ 商工被害	271,230
オ その他被害	42,000

3 雨量

- ・ 連続雨量 888mm（19日1時～21日23時）
- ・ 24時間雨量 736mm（20日0時～20日23時）
- ・ 時間雨量 108mm（20日4時～20日5時）

第2項 災害応急対策

1 災害対策本部等の設置状況

災害対策本部 設置 10月20日 4時20分
 災害対策本部 廃止 11月4日 18時00分

2 避難勧告等の発令状況

(1) 自主避難等の呼びかけ

10月20日 16回

10月21日 防災行政無線記録装置不調のため記録採取できず

10月22日 9回

(2) 避難準備情報

地区	世帯数	人数	発表	解除
浦(一部)	10	22	10月27日14時10分	11月4日18時00分

(3) 避難勧告

地区	世帯数	人数	発表	解除
浦(一部)	4	6	10月22日18時00分	11月4日18時00分
大勝(一部)	2	5	10月23日17時00分	11月4日18時00分
下戸口	66	157	10月23日17時00分	10月31日17時00分
中戸口	128	339	10月23日17時00分	10月31日17時00分
上戸口	76	177	10月23日17時00分	10月31日17時00分

(4) 避難指示

地区	世帯数	人数	発表	解除
大勝(一部)	2	5	10月20日 5時30分	10月23日17時00分
下戸口	66	157	10月20日23時30分	10月23日17時00分
中戸口	128	339	10月20日23時30分	10月23日17時00分
上戸口	76	177	10月20日23時30分	10月23日17時00分

3 その他の応急対策

10月20日 午前 災害時要援護者安否確認

10月20日 10時00分 被害状況調査

10月20日 17時00分～19時00分 国道58号交通整理

10月20日 21時00分～21日2時00分 戸口地区職員派遣

10月21日 9時00分～16時00分 災害状況調査

10月21日～ 道路応急復旧作業・水源地確認

4 救援物資の配布

平成22年11月2日～平成23年1月20日 846人

5 義援金

633件 27,572,789円

第3項 災害復旧・復興

龍郷町では、戸口川が決壊し戸口地区の多くの民家が浸水被害を受け、また道路交通網が各所にて寸断、さらには情報通信網も寸断されるという地理的にも情報も一時孤立することとなった。このことにより、災害復旧にも大きな影響が発生した。11月には局地激甚災害の指定を受け関係機関との協議や調整を行いながら現在（平成23年12月）も一部で復旧作業に当たっている。この災害からの復旧では大量の災害ゴミの運搬や浸水家屋の清掃、防疫、避難所での炊き出しなどの多くの復旧・復興に係る作業が発生したが、龍郷町では地域コミュニティの活発な活動により、全町的に甚大な被害をもたらした災害にも関わらず、比較的早期に通常生活を取り戻すことができた。これは龍郷町の地域特性でもあるが、地域コミュニティの結束が龍郷町では普段の生活から非常に浸透していることによるものである。



災害ゴミの分別を行うボランティア

救援措置

ア	生活支援金	146件	29,200千円
イ	義援金	152件	15,200千円
ウ	災害弔慰金	1件	2,500千円
エ	災害援護資金貸付	6件	(相談のみ)
オ	被災者生活再建支援金	3件	2,750千円

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/20	4:00	情報収集体制確立	総務課
	4:20	災害対策本部設置	総務課
	4:52	防災無線による町内全域への自主避難の呼び掛け。	総務課
	5:30	大勝地区の一部（2世帯）へ避難指示を発令	総務課
	7:00	県道名瀬竜郷線がけ崩れ及び冠水のため通行規制	地域整備課
	9:00～ 12:00	災害時要援護者への個別連絡	包括支援センター
		住民の安否確認	消防分署
		戸口地区被害状況視察（町長・副町長・防災担当者）	総務課
	12:00～ 16:00	被害状況調査	企画財政課
	16:30	国道58号龍郷町役場前冠水のため交通整理開始	在庁職員 消防分署 消防団
	17:03	戸口地区へ避難指示発令（防災行政無線）	総務課
	17:10	国道58号中勝地区道路陥没による通行規制	地域整備課
	18:40	龍郷町浦1886付近斜面崩壊	消防分署 消防団
18:50	国道58号JA奄美付近斜面崩壊のため通行規制 国道58号屋入トンネル前斜面崩落通行規制 通信回線網途絶	地域整備課 消防分署 消防団	

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/21	19:00	国道58号役場前付近通行車両を龍郷町体育文化センターりゅうゆう館へ一時退避措置	総務課
	21:00	浸水により通達できなかつた避難指示を戸口地区へ伝達するため職員を徒歩で戸口地区へ派遣	総務課
	23:30	戸口地区派遣職員現地到着。避難指示伝達と安否確認を行い避難誘導を行う。	総務課 消防団
	9:00	道路交通網寸断と通信手段途絶のため職員12名を3班に分け徒歩で全集落へ被災情報収集と安否情報収集のため派遣	総務課
	10:00	奄美通信システムより衛星電話1基の提供を受ける。	総務課
	10:30	最初の支援物資となる食料品がタイヨー名瀬浦上店から届く。	保健福祉課
	13:30	屋入・手広・赤尾木・芦徳方面へ派遣した情報収集班が帰庁し被害状況と安否情報を伝える。	総務課
	15:00	浦・大勝・川内・中勝・戸口(上戸口・中戸口・下戸口)方面へ派遣した情報収集班が帰庁し被害状況と安否情報を伝える。	総務課
16:00	安木屋場・円・嘉渡・幾里・秋名方面へ派遣した情報収集班が帰庁し被害状況と安否情報を伝える。	総務課	

